

社会福祉法人 申請手続きの手引き
【那覇市こどもみらい部】

令和8年1月

所轄庁：那覇市 こどもみらい部 こども政策課

～ 目次 ～

第1章	定款変更認可申請	1
第2章	定款変更届	9
第3章	登録免許税非課税証明	17
第4章	基本財産担保提供承認申請	20
第5章	基本財産処分承認申請	24
第6章	現況報告書の届出	27
第7章	社会福祉充実計画承認申請等	28

第1章 定款変更認可申請

1 概要

社会福祉法人が定款変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書と必要な添付書類を所轄庁（那覇市長）あてに提出します。

こども政策課では、申請の内容について審査及び必要な調査を行い、定款変更の認可を行います。

定款変更は、所轄庁（那覇市長）の認可を受けなければその効力を生じませんので、十分に留意してください。（社会福祉法第45条の36第2項）

また、当該定款変更事項が社会福祉法人の登記事項に関する変更である場合は、認可後速やかに変更の登記をしなければなりません。

2 定款変更認可申請事項

定款変更届出事項の、①基本財産の増加、②事務所所在地の変更、③公告の方法の変更以外の事項を変更する場合は、全て定款変更認可申請が必要となります。

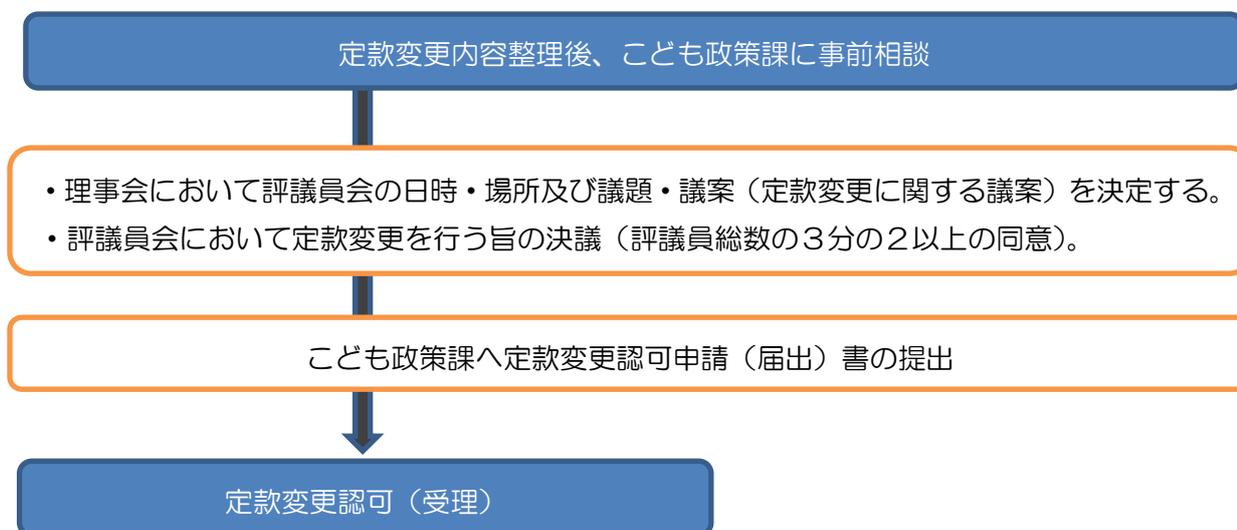
3 評議員会の特別決議

定款の変更は、理事会の決議を得た上、評議員会において利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行うこととなります。（社会福祉法45条の9第7項）

4 定款変更の内容に係る事前相談について

変更内容の決定等については、法人の理事会及び評議員会で審議する前に、あらかじめこども政策課へ相談しながら進めてください。

5 認可又は届出受理までの流れ



（１）新たに事業を行う場合の定款変更手続きの申請について

社会福祉法人において新規事業を開始するときは、定款に記載のうえ、法人登記簿に記載する必要があり、事業の開始前に、認可を受けることが必要となります。

「事業種類」ごとに定款記載している場合は、新たな「事業種類」の開始についてのみ、定款変更が必要となります。この場合自主・受託の経営区分は関係ありません。

○留意点

（i）事業計画

事業・予算規模にあった計画になっているか。

（ii）収支予算計画

事業区分、拠点区分、勘定科目等はあるか。収支計画にマイナスが生じていないか。

○事業表記方法

（i）社会福祉事業

社会福祉法に基づく事業表記で記載する必要があります。

原則、「社会福祉事業名」＋「の経営」と記載します。

（例）保育所の経営

（ii）公益事業

社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業が該当します。

当該公益事業が「事業」の場合は、「の経営」は不要です。

（例）居宅介護支援事業

当該公益事業が、「施設」等の場合は、「の経営」を記載します。

（例）地域包括支援センターの経営

※行政からの委託事業の場合は、委託契約上の委託事業名を記載することが一般的です。

◆公益事業の定款への記載が不要な場合

・居宅事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合。

・公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の場合。

※事業の規模や形態など個別の事情により異なりますので、定款の変更が必要か否かについては、あらかじめこども政策課にご相談ください。

（iii）収益事業

社会福祉事業及び公益事業を除く、収益を目的とする事業です。

当該収益事業の事業内容がわかるような名称にする必要があります。

（例）自動販売機の設置、不動産賃貸業

【参考】社会福祉法人が収益事業を行う際の注意事項

1 収益事業を開始する目的の確認(必要性)

社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。(社会福祉法人審査基準第1-3(1))

2 収益事業の事業内容の確認

(1) 収益事業として認められない事業

法人の社会的信用を傷つける恐れがあるもの又は投機的なもの

(社会福祉法人審査基準第1-3(2))

※「法人の信用を傷つけるおそれ」がある事業とは、下記のことを指します。(社会福祉法人審査要領第1-3(2))

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連営業
- ② 高利な融資事業
- ③ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるもの(社会福祉法人審査基準第1-3(4))

※「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」がある事業とは、下記のような場合を指します。(社会福祉法人審査要領第1-3(3))

- ① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるような恐れがある場合
- ② 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合
(例) 社会福祉施設の建物について、利用者が利用しない時間を活用して、学習塾を営営する収益事業を行うこと

(2) 事業の規模

収益事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業は認められないこと。

(社会福祉法人審査基準第1-3(5))

事業の規模は、原則予算規模(収入予算額の合計)で確認します。収入予算額で確認するのは、支出が収入を超える予算は認められないためです。公益事業についても実施している場合は、公益事業と収益事業の予算規模を合計して社会福祉事業の予算規模を超えないことが必要になります。

(3) 事業の種類

事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

(社会福祉法人審査要領第1-3(4))

当該法人の所有する不動産には、社会福祉事業の用に供する不動産(基本財産)は含まれません。新たに不動産を購入して不動産賃貸業を行う場合には、目的、当初の資金計画、収益性、建物のための修繕費等のコスト等の確認が必要です。

3 収益事業の資金計画

(1) 収益事業の会計

公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(社会福祉法第26条第2項)

社会福祉法人会計基準では、収益事業区分になります。

(2) 事業開始に係る資金

【参考】根拠通知(各事業ごとの資金用途制限通知)

- 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(雇児発0329第5号、社援発0329第47号、老発0329第31号)
- 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(府子本第225号、雇児発0406第2号)等
- 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(老発0630第1号)
- 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて(障発第1018003号)

収益事業の開始に必要な資金には、社会福祉事業の資金は使用できません。

収益事業開始のために、本部等に一度繰り入れて本部資金を使用したことにすることも認められません。

(3) 事業の収益性(事業計画及び収支予算の確認)

社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。(社会福祉法人審査基準第1-3(1))

通常、事業開始から2年分の収支予算を提出することとなっているが、マンションやアパートの経営等の場合には、建物等の価値が減価しているため長期的な資金計画も確認する必要があります。

当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。（社会福祉法人審査基準第1-3（3））

収益事業は、事業から収益が出るだけでなく、社会福祉事業又は公益事業への資金繰入の予算が計上されていることが必要です。

4 定款変更の必要がない事業

次のような場合には、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はない。

- ① 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合
（例）法人が使用しない時間に、会議室を外部の者に使用させる場合
- ② たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- ③ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合
（社会福祉法人審査要領第1-3（1））

5 収益事業の停止の場合

所轄庁は、社会福祉法第57条の規定により、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- ① 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと
- ② 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること
- ③ 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること
（社会福祉法第57条）

（2）既存事業を廃止するとき

社会福祉法人において実施している事業を廃止する場合、事業廃止後速やかに、定款から事業表記を削除しなければなりません。

定款から削除したうえで、法人登記簿を変更する必要があります。

ただし、「事業種類」ごとに定款記載している場合は、「事業種類」の廃止についてのみ、定款変更が必要になります。事業廃止の場合でも、当該事業が他の事業と併せた「事業種類」として記載されていて、他の事業の方は継続するという場合には、定款変更は不要です。

◆申請を行う時期

既存事業を廃止する場合には、事業を廃止した後、速やかに定款変更を行うようにしてください。

◆留意点

(i) 利用者

当該事業を利用していた利用者の処遇をどうするか。

(ii) 職員

勤めている職員の処遇をどうするか。

(iii) 建物

当該事業に使用していた場所は、どうするか。

(iv) 備品関係

当該事業のために使用していた備品は、どうするか。

(v) 個人情報

当該事業に係る個人情報の取扱いは、どうするか。

(vi) その他

事業廃止にあたり、懸念される事項を再確認すること。

(3) 基本財産（土地、建物及び現金）が減少したとき

社会福祉事業に供する財産（土地、建物及び現金）が減った場合、定款の基本財産の項目から削除する必要があります。

ただし、基本財産の処分にあたっては、事前に所轄庁（那覇市長）の承認が必要です。先に基本財産処分承認申請を行い、承認を得た後に定款変更認可申請を行ってください。基本財産処分承認の手続きについては、第5章「基本財産処分承認申請」を参照してください。

※当該基本財産が補助金を活用して取得している場合、上記申請とは別に事業所管課へ財産処分の申請等を行う必要があります。

◆申請を行う時期

土地及び建物の場合は、所轄庁（那覇市長）の基本財産処分承認後、当該不動産を処分し、所有権移転登記または閉鎖登記を完了した時点で、申請を行うこととなります。

現金の場合は、基本財産特定預金を取り崩した後、申請を行うこととなります。

(4) 理事・監事・評議員の定数を変更するとき

理事・監事・評議員（以下「役員等」という。）の定数を変更する際、所轄庁（那覇市長）の認可が必要となります。定数を変更する際は、定数変更の必要性及び理由、法人運営への影響を十分議論した上、ご申請ください。

実際の定数が増えるのは、所轄庁（那覇市長）による定款変更認可日以降になりますので、ご注意ください。たとえ理事会及び評議員会で承認を受けている場合でも、所轄

庁（那覇市長）による認可前は定数変更前の人数で法人運営することになります。

◆申請を行う時期

役員等の定数を変更する場合は、理事会及び評議員会で定数変更についての決議を経た後に、申請をする必要があります。

◆留意点

役員等の定数と親族等の制限は以下のとおりです。

（評議員の資格等）

社会福祉法第40条

3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

（役員の資格等）

社会福祉法第44条

3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

（5）新たな役職を設置するとき

新たに役職を設置して定款に定める場合、定款変更の認可が必要になります。役職については定款の任意記載事項ですが、理事長と同様に理事会の決議によって選定される業務執行理事（社会福祉法第45条の16第2項第2号）や、他の役員等と異なる権限の付与や報酬基準の適用がある役職の設置は、定款に記載すべき内容であると考えられます。

なお、定款変更の効力は所轄庁による認可日から発生するため、それ以前は変更後の定款に基づく役職の権限等は無効ですので、ご注意ください。

◆申請を行う時期

定款に記載する役職を設置する場合は、理事会及び評議員会で役職設置についての定款変更の決議を経た後に、申請する必要があります。

◆留意点

(i) 役職設置の目的の確認（必要性や理由等）

- 役職設置により、社会福祉法人の運営に関して合理性があると認められることが必要です。
- 設置することになった経緯や理由も、理事会及び評議員会で議論しておく必要があります。

(ii) 設置する役職の就任予定者の確認

- 就任予定者が管理者等の別の業務を兼務している等、設置する役職の業務に従事できない場合は認められません。

(iii) 設置する役職の職務内容や権限

- 定款細則等の規程（※）に、設置する役職の具体的な職務内容や職務権限を明確に定める必要があります。
- ※定款細則、職務権限規程、組織規程、庶務規程等

(iv) 役員報酬

- 設置する役職に役員報酬を支払う場合、法人本部内に役員報酬の財源が確保されているか確認する必要があります。
- 役員報酬規程に、設置する役職に関する役員報酬を定める必要があります。

(6) 所轄庁が変更になるとき

法人の所轄庁が変更となる場合、変更前の所轄庁に連絡した上で、変更後の所轄庁に申請を行います。

社会福祉法人の所轄庁は、主たる事務所の所在地と事業を行う区域の範囲により、次のとおりとなります。

ア 主たる事務所が那覇市の区域内にある社会福祉法人であって、事業（第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、公益事業及び収益事業等）を行う区域が、当該市の区域を越えない場合

⇒那覇市長

イ 主たる事務所が那覇市の区域内にある社会福祉法人であって、事業を行う区域が複数の市町村にまたがる場合

⇒沖縄県知事

ウ 事業を行う区域が2以上の地方厚生局にまたがり、その事業が①から③に該当する場

合

⇒厚生労働大臣

- ① 全国を単位として行われる事業
- ② 地域を限定しないで行われる事業
- ③ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- ④ ①から③に類する事業

◆申請を行う時期

上記で述べたような所轄庁が変更となる事由が発生した場合には、現所轄庁にご相談ください。所轄庁変更に関して調整が付き、理事会及び評議員会で定款変更についての決議を経た後、次期所轄庁に申請をする必要があります。

(7) その他定款の文言変更等

上記変更事項以外に定款を変更する際にも、定款変更認可申請が必要になります。その際の添付資料については、別途ご案内いたしますので、こども政策課の担当者までお問い合わせください。

第2章 定款変更届

1 概要

社会福祉法人の定款を変更する場合には、所轄庁（那覇市長）の認可を受けなければなりません。以下の変更事項については、所轄庁（那覇市長）への届出で足りることとされており、（社会福祉法第45条の36第4項）

- ① 基本財産の増加
- ② 事務所所在地の変更
- ③ 公告の方法の変更

以上の事項について、定款を変更する場合には、理事会及び評議員会の議決等定款で定める手続きを経た後、速やかに定款変更届をこども政策課に提出してください。

この場合は、法人内部の手続きが終了時点で（法人の評議員会での承認）その効力が生じることとなります。

また、当該変更事項が法人の登記事項に関するものであれば、変更原因が生じてから2週間以内に変更登記を行う必要があります。

(1) 基本財産（土地、建物及び現金）が増加したとき

社会福祉事業に供する財産（土地、建物及び現金）が増えた場合、基本財産として定款に記載する必要があります。

基本財産の純たる増加（※）については、社会福祉施行規則第4条にて、定款変更届で

足りるとされていますが、増改築や土地の地積変更等のように現行の基本財産に変更を加える増加の場合は、定款変更認可申請の手続になりますのでご注意ください。

※「純たる増加」とは

既存の財産の変更ではなく、まったく新しく財産を取得した場合を指します。そのため建物の改築や増築、土地の地積変更等既存の基本財産から変更を加える増加は、純たる増加には該当しません。

※参考 基本財産増加の際の定款変更認可申請と定款変更届の違い

建物	新築	定款変更届
	改築	定款変更認可申請
	増築	定款変更認可申請
土地	新規取得	定款変更届
	地積変更による増加	定款変更認可申請
現金	増加	定款変更届
	減少	定款変更認可申請

◆届出を行う時期

土地の場合は、当該土地を取得し、土地取得費用の支払いや不動産登記等が全て完了した時点で届出を行ってください。

建物の場合は、当該建物の建設工事が竣工した後、工事代金等の全ての支払い及び不動産保存登記が完了した時点で、届出を行うことになります。

現金の場合は、基本財産とする資金を基本財産特定預金に移した後、届出を行うことになります。

(2) 本部所在地が移転（変更）したとき

社会福祉法人の本部事務所の所在地が変更された場合、定款上の所在地を変更する必要があります。那覇市内の移転であれば、こども政策課に定款変更届を提出します。

◆届出を行う時期

法人の所在地を変更する場合は、理事会及び評議員会で定款変更についての決議を経たのち、原則、事務所移転を完了し、法人登記を変更した後に、定款変更届を提出することになります。

(3) 公告の変更をするとき

法令・通知の改正等により、公告の方法を変更する必要が生じた場合は、改正内容に則し定款の変更について、理事会及び評議員会の承認の決議を得て、速やかにこども政策課に届出をしてください。

提出書類一覧表（○印・・・必要な書類、△印・・・該当する場合のみ必要な書類）

区分	必要書類	事業の変更		基本財産 (土地・建物・現金)		役員等の 定数・文言 変更等	備考
		事業の 開始	事業の 廃止	基本財 産増加	基本財 産減少		
基本 書 類	定款変更認可申請書	○	○	—	○	○	様式3号(第3 条関係)
	定款変更届出書	—	—	○	—	—	様式第4号(第 4条関係)
	理事会議事録(写)	○	○	○	○	○	
	評議員会議事録(写)	○	○	○	○	○	
	変更後の定款	○	○	○	○	○	
	変更前の定款	○	○	○	○	○	
	役員等名簿(写)	○	○	○	○	○	
事業 関 係 書 類	事業計画書(2年度分)	○	—	—	—	—	事業開始年度及 び次年度分
	収支予算書(2年度分)	○	—	—	—	—	事業開始年度及 び次年度分
	建物の図面(配置図・平面図等)(写)	○	—	△	△		位置図、配置図、 平面図、立面図 等
	賃貸借契約書等(写)	△	—	—	—		
	決算書(貸借対照表・事業活動計算 書・事業活動計算書内訳書)(写)	○	—	—	—	—	
	指定通知書(写) 施設設置届(写) 事業開始届(写) 補助金の決定(内定)通知(写)等	○	—	—	—	—	
	受託契約書(写)	△	—	—	—	—	
	事業の廃止届(写) 廃止事業に係る財産の処分方法	—	○	—	○	—	
施 設 整	事業計画書(施設整備に係るもの)	—	—	△	—	—	
	補助金の決定(内定)通知	—	—	△	—	—	
	助成金の決定(内定)通知	—	—	△	—	△	
	借入金決定通知書(写)	—	—	—	—	—	
	借入金受理証明書(写)	△	—	△	—	—	

備 関 係 書 類	金銭消費貸借契約書（写）等						
	償還計画書（写）	△	—	△	—	—	各年度の償還額 及び財源を明 記。
	償還金贈与契約書（写）	△	—	△	—	—	償還財源に寄付 金を予定してい る場合
	建設資金等贈与契約書（写）	△	—	△	—	—	
	工事関係等契約書（写） 又は見積書（写）	△	—	△	—	—	
	不動産売買契約書（写）	△	—	△	△	—	
	不動産贈与契約書（写）	△	—	△	△	—	
	不動産の価格評価書（写） 又は税の評価証明書（写）	△	—	△	—	—	
	公図	△	—	△	△	—	
	図面	△	—	△	△	—	位置図、配置図、 平面図、立面図 等
そ の 他	基本財産処分承認書（写）	—	△	—	○	—	
	法人登記事項全部証明書	—	○	—	○	—	3か月以内
	不動産登記事項証明書	△	—	○	○	—	3か月以内
	その他所轄庁が必要と認めるもの	△	△	△	△	△	

【記載例】

第3号様式（第3条関係）

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地	那覇市〇〇	
	ふりがな 名称	しゃかいふくしほうじん〇〇かい 社会福祉法人〇〇会	
	理事長の氏名	理事長 〇〇 〇〇	
申請年月日		令和〇年〇月〇日	
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
	(目的) 第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第二種社会福祉事業 (イ) 保育所の経営 附則	(目的) 第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第二種社会福祉事業 (イ) 保育所の経営 (ロ) 幼保連携型認定こども園の経営 附則	認定こども園法 第34条第3項に規定する、公私連携幼保連携型認定こども園の設置に伴う、法人目的の変更。
	1 この定款は平成29年4月1日から施行する。	1 この定款は平成29年4月1日から施行する。 附則 1 この定款は所轄庁認可(平成 年 月 日)のときから施行する。	

		成」「6人中4人の理事が賛成」などの記載の有無。	⑤ <input type="checkbox"/>
		⑤議事録署名人は、定款に従っているか。	
2	評議員会議事録 (正・副本分：写し 2部)	①議事録に必要事項はすべて記載されているか 1.開催日時及び場所 2.当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法 3.議事の経過の要領及び結果 4.決議事項に特別の利害関係を有する評議員があるとき、その氏名 5.出席した評議員、理事、監事 6.議長が存するときは、議長の氏名 7.議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	① <input type="checkbox"/>
		②議事録にて、定款変更の内容が明記されていることが確認できるか。	② <input type="checkbox"/>
		③定款変更の決議内容が確認できるか、具体的には「全評議員賛成」「6人中4人の理事が賛成」などの記載の有無。	③ <input type="checkbox"/>
		④議事録署名人は、定款に従っているか。	④ <input type="checkbox"/>
4	変更前定款 (正・副本分：写し 2部)	①現行の定款と内容が一致しているか。	① <input type="checkbox"/>
		②複数ページにまたがる場合は理事長名でページ間に割り印はあるか	② <input type="checkbox"/>
		③理事長名で原本証明があるか	③ <input type="checkbox"/>
5	変更後定款 (正・副本分：写し 2部)	①変更後定款に間違いはないか	① <input type="checkbox"/>
		②複数ページにまたがる場合は理事長名でページ間に割り印はあるか	② <input type="checkbox"/>

			③理事長名で原本証明があるか	③ <input type="checkbox"/>
6	法人登記事項全部 証明書 (原本：1部 写し：1部) ※主たる事務所が移 転したときは必要で す。	①定款変更申請日から3ヶ月以内に発行 されたものか ②上記は写し不可	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/>	
7	不動産登記事項全 部証明書 (原本：1部 写し：1部) ※不動産に関する 定款内容の変更の 場合に必要です。	①定款変更申請日から3ヶ月以内に発行 されたものか ②上記は写し不可。	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/>	
8	役員等名簿 (写し：2部)	①法45条の34第1項第2号で定める 役員等名簿にて「理事会構成員」「評議員 会構成員」が確認できるか。 ②上記、理事長名での原本証明があるか	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/>	
9	※新たに事業を行う 場合 ・当該事業に供する 財産の価格を記載し た書類、権利の所在 を明らかにする書類 ・事業計画書、収支 予算書(2年度分) ・その他	※個別での対応となります。		

※写しの提出書類については、原本の証明を行ってください。

第3章 登録免許税非課税証明

1 概要

不動産の登記を行う場合には、登録免許税法に基づき登録免許税を納付する必要がありますが、社会福祉法人がその事業の用に供するため取得した不動産の登記であって、次の要件に該当する場合は免除の特例措置があります。(登録免許税法第4条第2項)。

- ① 法人が自己のために受ける登記であること。
- ② 社会福祉事業の用に供する建物又は土地であること。

なお、公益事業及び収益事業の用に供する不動産については、第一種あるいは第二種社会福祉事業の用に供する不動産に該当しないので証明することはできません。

2 証明を受けるための手続

- ① 理事会（評議員会）で、不動産の取得等に係る事項を審議・議決
（理事会議事録に、購入すること及び基本財産へ編入し定款変更する旨を議決した内容を記載）
- ② こども政策課へ申請書類等を提出

3 証明を受けた後の手続

登録免許税非課税証明を受けて所有権の保存登記等を行った後、当該不動産を基本財産に編入するため、評議員会で定款変更の議決を得た後、定款変更認可申請又は定款変更届をこども政策課へ提出してください。

4 提出書類

- ① 申請書
（保育所等：登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第3号
認定こども園：登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第4号の様式）
- ② 理事会(評議員会)議事録の写し
- ③ 取得不動産登記事項証明書
- ④ 設計図書(平面図、配置図)
- ⑤ 贈与契約書等の写し ※贈与契約に基づく場合

那覇市長

〇〇 〇〇 殿

沖縄県那覇市 〇〇〇〇〇〇〇〇
社会福祉法人 〇〇〇〇〇〇〇〇
理 事 長 〇〇 〇〇

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第3号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第3号に該当することについて、同法施行規則第3条第3号の規定により証明くださるよう申請します。

記

証明を受けるようとする不動産	所在	地番又は家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は床面積	具体的用途
	那覇市〇〇〇 〇〇番地〇、 〇〇番地〇 以下余白	〇番〇の〇 以下余白	〇〇〇造〇階 建 以下余白	〇〇〇㎡ 以下余白	社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業（保育所）の用に供する 以下余白

添付する登記簿謄本の記載内容と一字一句整合していること。



上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第3号に該当することを証明します。

令和 年 月 日

那覇市長 〇〇 〇〇

証明願の作成及び添付書類について

【証明願について】

- 1 証明願は2部提出すること（※かがみ文は1部）
（保育所等：登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第3号
認定こども園：登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第4号 の様式）
- 2 証明を受けようとする不動産の「所在」「地番又は家屋番号」「地目又は建物の種類・構造」「地積又は床面積」欄は、すべて登記事項証明書のとおりに記載すること（「番」と「番地」に注意すること）
また、当該各欄に余白が生じる場合は、「以下余白」と各々記載すること
「具体的用途」欄については、「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業（保育所）の用に供する」等、記載すること。
- 3 証明内容に記載した建物・土地はすべて社会福祉事業の用に供するものであること（社会福祉事業の用に供する以外の建物・土地が証明内容に混入していないこと）

【添付書類について】

- 1 取得不動産登記事項証明書は、発行から概ね1ヶ月以内の証明とすること
- 2 理事会（評議員会）議事録の写しは、不動産の取得等に係る事項（保育所等の用に供する建物又は土地として）及び基本財産へ編入することが審議された内容であること
- 3 「写し」を添付する場合は、「この写しは原本と相違ありません 社会福祉法人●●●理事長●●●印」旨の原本証明をすること

【添付書類チェックリスト】

以下の該当する添付書類が、内容ともに揃っていることを確認ください。

- 理事会（評議員会）議事録の写し
※評議員会は、定款上の定めなどで法人内の手続き上、必要な場合。
- 取得不動産登記事項証明書
- 設計図書等（平面図、配置図）
※土地の場合は公図
- 贈与契約書等の写し ※贈与契約に基づく場合。

第4章 基本財産担保提供承認申請

1 概要

社会福祉法人が基本財産を担保に提供する必要が生じたときは、事前に基本財産担保提供承認申請書と必要な添付書類を所轄庁（那覇市長）に提出します。その申請内容について、審査及び必要な調査を行い、担保提供の承認を行います（定款例第29条）。

なお、融資等に必要の基本財産の担保提供は、所轄庁（那覇市長）の承認を受けなければ、その手続きを行うことができませんので、十分に留意してください。

また、担保提供には具体的な必要性がなければなりませんので、根抵当権の設定は認められないこととなっています。

※基本財産担保提供承認が不要な場合

- ①独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ②独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- ③社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。（※定款に定めがあること。）

2 基本財産担保提供承認事項

- ① 基本財産（土地）の担保設定
- ② 基本財産（建物）の担保設定

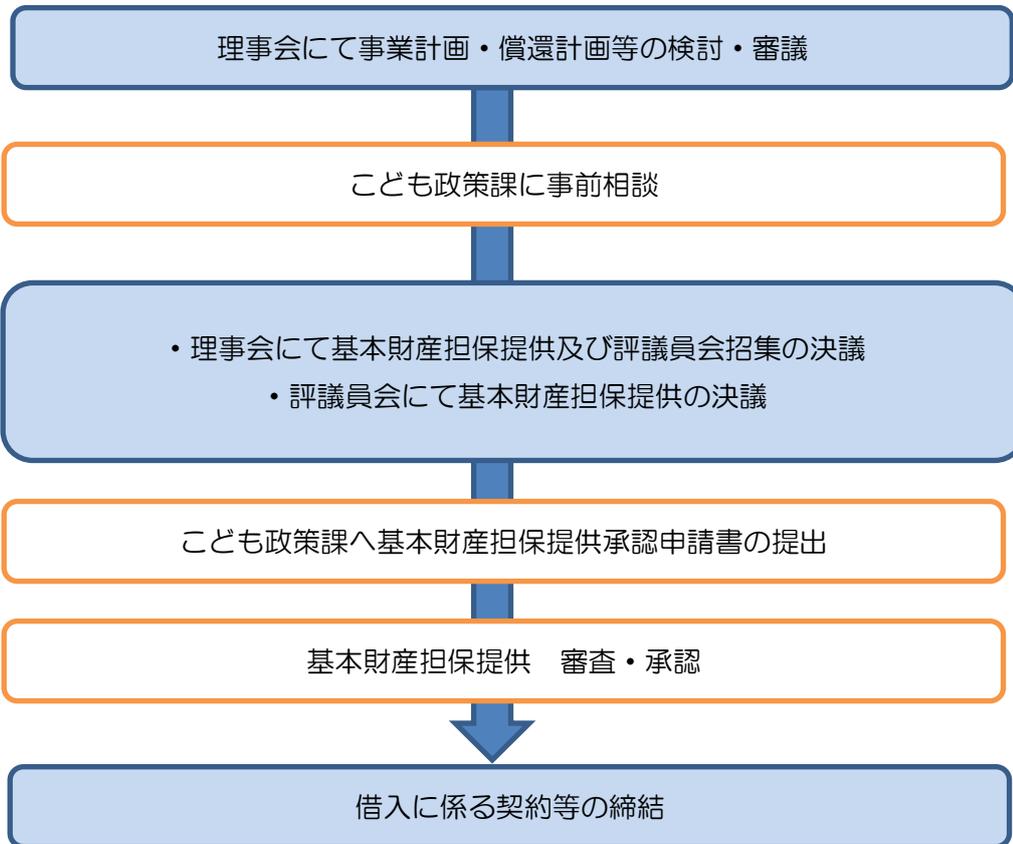
基本財産の土地及び建物について、担保に提供する場合は、基本財産の経済的価値を減少させるものであるため、担保設定する前に所轄庁（那覇市長）の承認を得る必要があります。

基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断します。

3 申請時期

基本財産の担保提供が必要となった時期に、必ず事前に承認申請を行い、所轄庁（那覇市長）の承認を受ける必要があります。

4 基本財産担保提供承認の流れ



5 提出書類一覧表

(○印・・・必要な関係書類、△印・・・該当する場合のみ必要)

区分	必要書類	建物建設等 および不動 産購入資金 の借入(変更 申請含む)	運営(運 転)資金 の借入	備考
基本 書類	基本財産担保提供承認申請書	○	○	
	必要書類目録	○	○	提出済みの資料と、準備中の資料がわかるように
	理事会・評議員会の議事録(写)	○	○	基本財産を担保に供することについて、承認を得ていることが確認できる議事録
	法人会計等の決算書	△	△	※新設法人は、時期により無い場合有り。
	財産目録	○	○	前年度分(会計基準等に基づき作成)
	不動産登記簿謄本・公図	○	○	担保権設定予定物件について ※公図は土地のみ
	定款	○	○	現行定款
	資金計画	○	○	購入地・新設建物の資金計画 (清算後の資料)
資金 計画 関係 書類	補助金等の決定(内定)通知の(写)	△	—	
	自己資金の贈与契約書(写)	△	—	建設自己資金の贈与契約書
	登記されていないことの証明書	○	—	建設自己資金贈与者分
	印鑑登録証明書	○	—	建設自己資金贈与者分
	残高証明書	○	—	自己資金贈与者分
	貸付決定通知書等(写)	○	○	担保設定に係る借入額が分かるもの
	償還計画表	○	○	財源別の償還計画
償	償還財源贈与確約書(写)	△	△	償還財源贈与確約者全員分
	登記されていないことの証明書	△	△	償還財源贈与確約者全員分

還 財 源 確 認 書 類	印鑑登録証明書	△	△	償還財源贈与確約者全員分
	残高証明書	△	△	償還財源贈与確約者全員分
	各種補助要綱等	△	△	
各 種 関 係 書 類	工事関係見積書、契約書（写）、領収書（写）	○	—	
	売買関係見積書、契約書（写）、領収書（写）	○	—	
	図面（平面図・配置図）	○	○	
	資金収支計算書（3年分程度） ※新会計基準によるもの	○	△	償還計画との整合性に留意。
	その他市長が必要と認める資料 ・理由書：当該借入予定先を決めた理由 （※金利が他行より低い等。） ・当該借入以外に、借入がないのかの有無 （※決算で作成された財産目録が無ければ確認書を作成） ・借入先の充当先が例えば施設であれば、その費用について入札等による適切な手段がとられたかの確認ができる書類 等	△	△	

（その他）

※贈与契約の効力発生条件について確認

※融資に必要な抵当権設定金銭消費貸借契約書の写しを提出

※借入先金融機関の決算資料

第5章 基本財産処分承認申請

1 概要

社会福祉法人が基本財産を処分するに当たっては、事前に理事会及び評議員会の承認を受け（定款例第29条）、基本財産処分承認申請書と必要な添付書類を所轄庁（那覇市長）に提出し、承認を受けなければなりません。

那覇市長の承認を得る前に、基本財産の処分を行うことはできませんので、必ず事前に承認を受けてから基本財産の処分を行ってください。

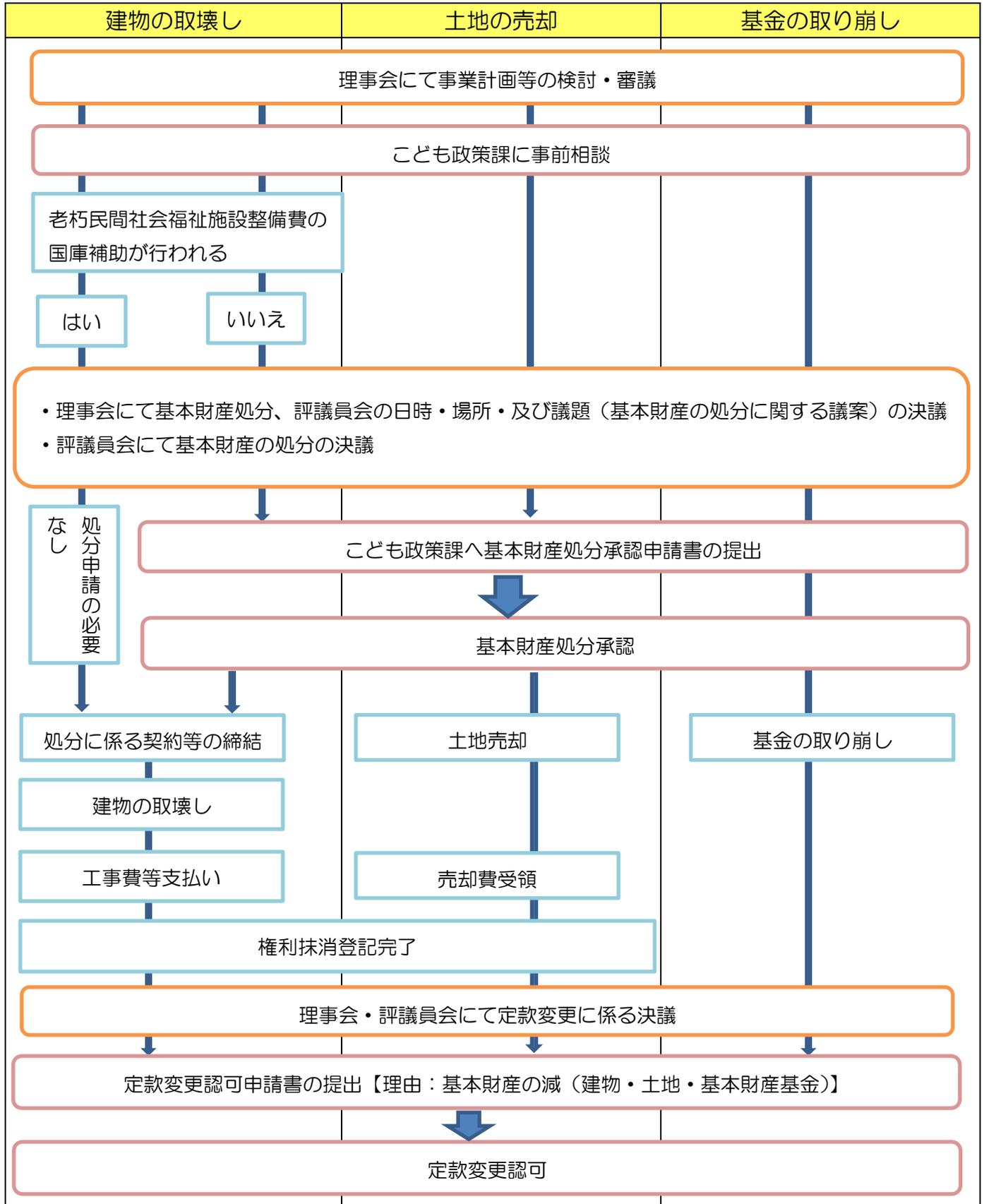
また、基本財産は定款で定められた事項であるため、基本財産を処分した際には、定款の変更を伴うものとなります。那覇市長の承認を受け、当該財産を処分した後、速やかに定款変更の手続きを行うことが必要です。

※特例（基本財産処分承認が不要な場合）

社会福祉施設の改築に当たって、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、基本財産処分申請を必要としないこととなっています。老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる前提として、当該施設の財産的価値が消失又はこれに準ずる状態にあると判断されているので、改めて財産処分の承認を要しないとの取扱いがなされています。こちらに該当するか否かは、各補助金担当部署にご確認ください。

※提出してから、概ね1ヶ月程度審査を行い、適当と認められた場合に「基本財産処分承認書」が交付されます。

2 基本財産処分承認申請の流れ



3 提出書類一覧表

(○印・・・必要な関係書類、△印・・・該当する場合のみ必要)

区分	必要書類	不動産の 売却等	建物の 取壊し	現金(基金) の取崩し	基本財産から その他財産等 への転換
基本書類	基本財産処分承認申請書(参考様式)	○	○	○	○
	添付書類目録	○	○	○	○
	理事会議事録(写)	○	○	○	○
	評議員会議事録(写)	○	○	○	○
	財産目録	○	○	○	○
	不動産登記事項証明書	○	○	—	○
	定款	○	○	○	○
	不動産の価格評価書 又は税の評価証明書	○	—	—	—
各種関係書類	売買価格等を証明する書類 ・売買仮契約書(写) ・買取確約書(写)等	○	—	—	—
	売却金等の使途計画	○	—	—	—
	補助金等の決定通知書(写)	△	—	△	—
	助成金決定通知書(写)	△	—	△	—
	借入金決定通知書(写)、 金銭消費貸借契約書(写)等	△	—	△	—
	土地の公図	△	—	—	○
	建物の図面(案内図、配置図、平面図)	△	○	—	—
	抵当権者の承諾書	△	△	—	—
	土地所有者の承諾書	—	△	—	—
	残高証明書及び 通帳の写し(表紙と該当ページの写)	—	—	○	—
	取崩し金の使途計画書	—	—	○	—
その他所轄庁が必要と認めた書類	△	△	△	△	

第6章 現況報告書の届出

1 概要

社会福祉法人は、社会福祉法第 59 条の規定に基づき、毎会計年度終了後三月以内に、現況報告及び財産目録等を所轄庁（那覇市長）へ届け出なければなりません。届出書類については、以下のとおりです。

- ① 現況報告書
- ② 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）
- ③ 法人全体の計算書類の注記
- ④ 各拠点区分の計算書類の注記
- ⑤ 財産目録
- ⑥ 会計監査報告書(該当法人のみ)
- ⑦ 社会福祉充実残額算定シート
- ⑧ 事業報告書
- ⑨ 附属明細書（作成義務がないものを除く）
- ⑩ 監事監査報告書
- ⑪ 役員名簿
- ⑫ 報酬等の支給の基準を記載した書類
- ⑬ 事業計画書

2 現況報告書の届出方法

「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」を使って作成し、所轄庁へ届け出ることとなります。システムへの入力方法等については、独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡版」に掲載されている「操作説明書」等をご確認のうえ、作業を進めてください。

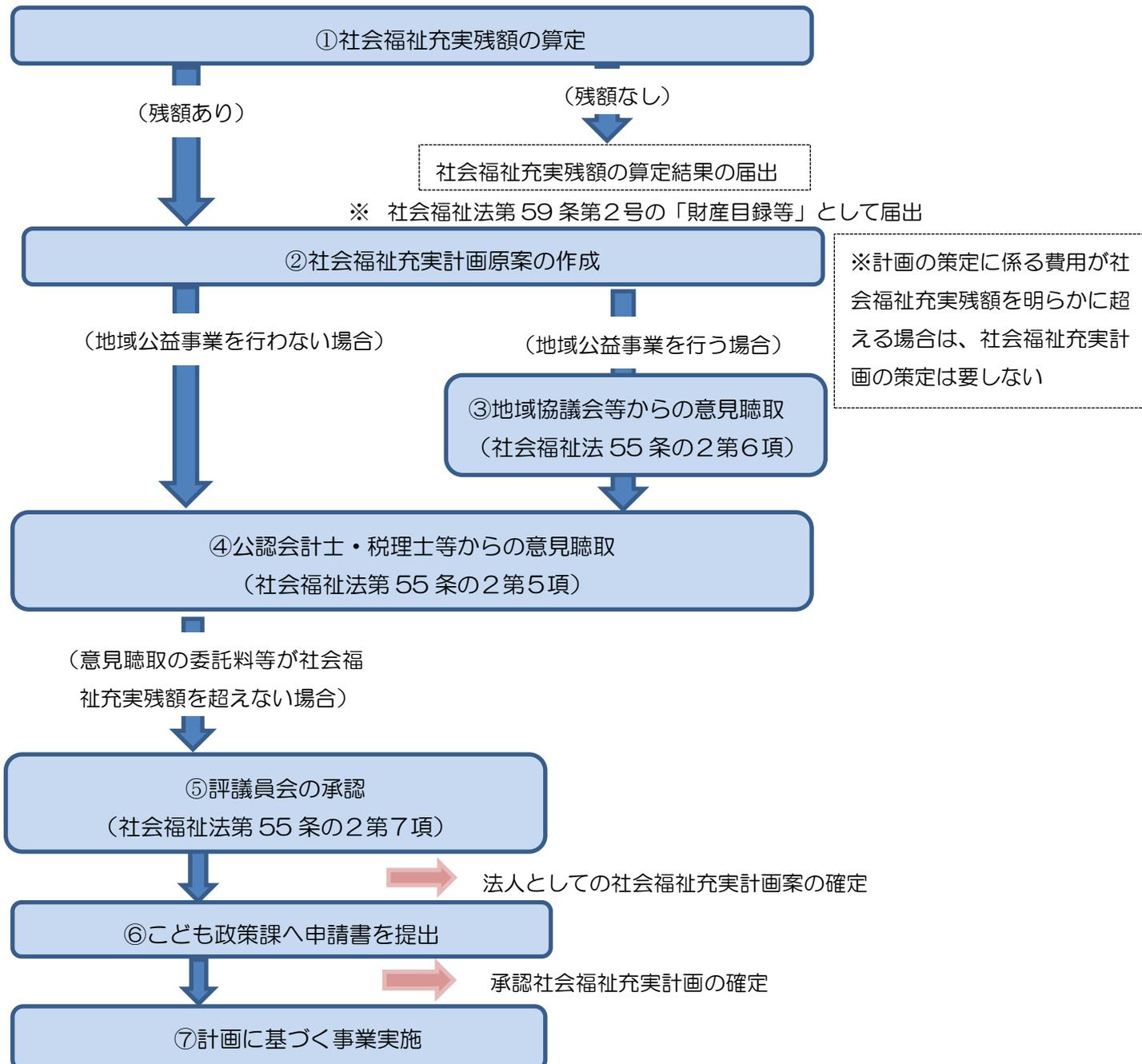
第7章 社会福祉充実計画承認申請等

1 概要

社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされています。

さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに基づく事業を実施しなければなりません。その際、所轄庁（那覇市長）から承認を受ける必要があります（社会福祉法第55条の2第1項）。

2 社会福祉充実計画策定までの流れ



3 申請の時期

毎年度6月30日までに、申請を行う必要があります。

4 提出書類一覧表

(○印・・・必要な関係書類、△印・・・該当する場合のみ必要)

区分	必要書類	添付	備考
基本書類	社会福祉充実計画承認申請書（別紙4）	-	
	社会福祉充実計画（別紙1）	○	『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』及び『社会福祉充実計画記載要領』に基づき記載されているか。
	理事会議事録（写）	○	・社会福祉充実計画案の承認に係る決議を得ていること。 ・理事長印で原本証明があること。
	評議員会議事録（写）	○	・社会福祉充実計画案の承認に係る決議を得ていること。 ・理事長印で原本証明があること
	公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（別紙2：写）	○	・以下の事項について、公認会計士又は税理士等への意見聴取を行い、別紙2の様式例により確認書の提出を受けているか。 ① 社会福祉充実残額の算定関係 ア 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定 イ 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算 ウ 再取得に必要な財産の再計算 エ 必要な運転資金の再計算 オ 社会福祉充実残額の再計算

		② 法人が行う社会福祉充実事業関係 力 事業費の再計算 ・当該確認書の交付日は、社会福祉充実残額を算定した会計年度に係る監事監査報告書の作成年月日以降となっているか。
	その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料	△

5 社会福祉充実計画の変更

社会福祉充実計画の変更を行う場合は、軽微な変更を行う場合を除き、所轄庁（那覇市長）に対して変更承認の申請を行わなければなりません（社会福祉法第55条の3第1項）。

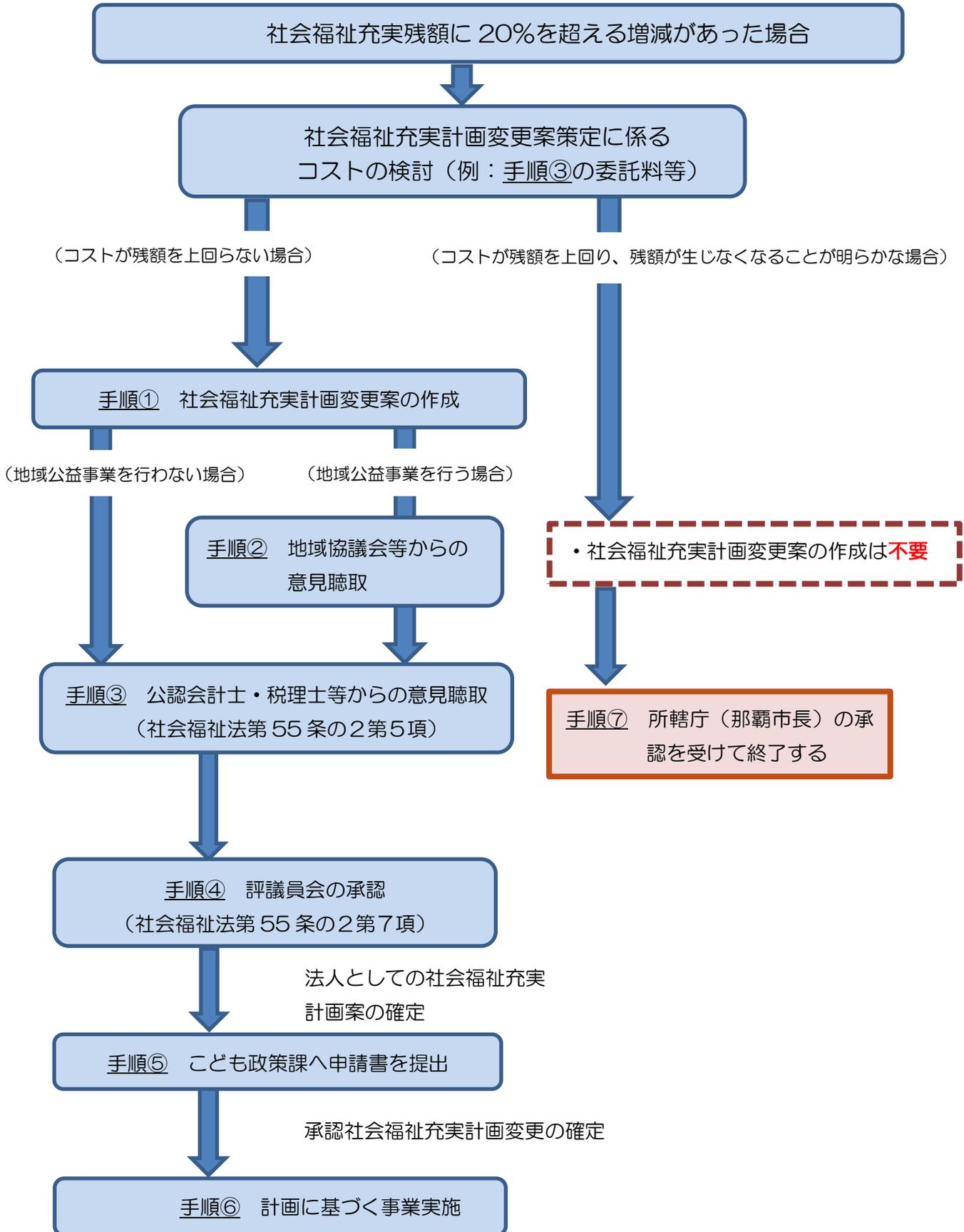
その際、「2 社会福祉充実計画策定までの流れ」を改めて行う必要があるので留意ください。

また、社会福祉充実計画の軽微な変更を行う場合は、所轄庁（那覇市長）に届出を行うこととなります（社会福祉法第55条の3第2項）。

※社会福祉充実計画の変更の具体的な手続きについては、事前にこども政策課にご相談ください。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	○新規事業を追加する場合 ○既存事業内容について、以下のような大幅な変更を行う場合 ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合	○既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施 地域関連	○市町村を超えて事業実施地域の変更を行う場合	○同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施 期間関連	○事業実施年度の変更を行う場合 ○年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	○同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉 充実残額 関連	○事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	○事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

社会福祉充実計画変更の流れ



6 社会福祉充実計画の終了

やむを得ない事由により社会福祉充実計画の事業を行うことが困難である場合は、あらかじめ所轄庁（那覇市長）の承認を受けて社会福祉充実計画を終了することができます（社会福祉法第55条の4）。

ここでいう「やむを得ない事由」とは、

- ① 社会福祉充実事業に係る事業費が見込みを上回ること等により、社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合
- ② 地域の福祉ニーズの減少など、状況の変化により、社会福祉充実事業の実施の目的を達成し、又は事業の継続が困難となった場合
などが想定されます。

なお、社会福祉充実計画の終了時に、会計年度途中の段階でなお社会福祉充実残額が存在している場合については、その段階で新たな社会福祉充実計画を策定する必要はなく、会計年度末の段階で改めて社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実残額が生じる場合には、翌会計年度以降を計画の実施期間とする新たな社会福祉充実計画を策定してください。

※社会福祉充実計画の終了の具体的な手続きについては、事前にこども政策課へご相談ください。